

発議第 8号

安全保障法制改定関連法案の撤回、廃案を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

平成27年9月14日 提出

提出者 江差町議会議員 小 野 寺 真
〃 〃 小 林 くにこ

賛成者 江差町議会議員 小 梅 洋 子
〃 〃 塚 本 眞

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、総務大臣

安全保障法制改定関連法案の撤回、廃案を求める意見書

本法案は、日本が攻撃を受けていなくとも米国等の戦争に加担する集団的自衛権の行使を可能とするものであり、衆議院特別委員会における参考人3名全員をはじめ、多くの憲法学者、有識者が違憲であると断じているものである。

政府には、憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持した上で、安全保障政策を構築する責任があり、立憲主義、国民主権を守る義務がある。しかし、本法案そのものに憲法違反という大きな疑念がある上に、これまで歴代内閣が、国会とともに積み重ねてきた憲法解釈を、一内閣の閣議決定によって変更し、立法措置を行うこと自体、立憲主義、国民主権を根底から否定するものである。

日本が自衛隊という実力組織を持ちながらも、戦争をしない国として信頼を得、国際社会で受け入れられ、経済的発展を遂げられてきたのは、平和憲法と、その憲法のもと武力によらない安全保障をめざしてきた故であり、この国で命をつむぎ暮らしを築いてきた国民ひとりひとりの不断の努力の結果である。

その国民の声を表す各種世論調査では、本法案の今国会での成立に関しては、どの機関による調査でも過半数が反対であり、「説明が不十分」との意見が大多数となっている。

また、全国で300を超える地方議会が、本法案に「反対」「廃案」もしくは「慎重審議」などを求める意見書を可決している。そして、多くの憲法学者・法律専門家が「本法案は違憲である」との見解を公式に表明している。衆議院特別委員会で安倍首相自らが「国民に十分な理解を得られていない」ことを認める中で、国民の声を無視して本法案を衆議院で強行採決したことは、民主主義の観点からも問題があると言わざるを得ない。

戦後70年の今こそ、国際社会の一員として、平和に寄与する責任のあるわが国においては、「集団的自衛権を行使する国、戦争する国」へと突き進むのではなく、平和憲法を世界に掲げ非軍事的構想のもと、外交、経済協力、文化交流、開発援助、災害や貧困への支援等によって平和を構築すべきである。

よって、下記の事項を求める。

記

1. 政府には、憲法を守り生かし、武力によらない恒久平和の実現に向け全力を尽くすことを求め、集団的自衛権行使を可能にする本法案を、直ちに撤回、廃案とすることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月14日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫